

## 総務・政策・企業常任委員会

◎ 開催日時 平成 29 年 12 月 15 日（金） 10 時 01 分～12 時 15 分

◎ 開催場所 第一委員会室

◎ 説明員 総合政策部長、企業庁長および関係職員

◎ 議事の概要

### 【企業庁所管分】

#### 1 付託案件

(1) 議第 143 号 平成 29 年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議第 144 号 平成 29 年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）

[結果] 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

(3) 議第 131 号 滋賀県工業用水道条例の一部を改正する条例案

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

#### 2 所管事項調査

(1) 水道用水供給事業に係る平成 30 年度料金改定協議の状況について

#### 3 一般所管事項調査

### 【総合政策部所管分】

#### 1 付託案件

(1) 議第 140 号 平成 29 年度滋賀県一般会計補正予算（第 8 号）のうち総合政策部所管部分について

[結果] 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議第 138 号 関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについて

[結果] 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

#### 2 所管事項調査

(1) 情報発信拠点「ここ滋賀」について

委員からは、開館後 1 カ月間の来館者数や売り上げの目標に対する実績の記載はあるが、スタッフの数や個別の費用対効果の分析等の具体の記述がなく、これでは中身のある議論ができないので、十分にそういった準備を行って、県民の皆さんへの説明責任を果たすべきである、「ここ滋賀」の事業は、5 年、10 年先も見据えて、多額の投資を行

うことから、投資効果の数字が一番求められる部分であるので、その点を県民に説明できるように、運営事業者も含めて、きちんと綿密に分析した上で示されたい、滋賀県内に効果がどう波及するかが一番大事な部分であるので、この点をしっかり具体的に把握されたい、総合政策部だけでなく他の関係部局も含め、県の総力を挙げて取り組まれない、などの意見が出された。

(2) 「(仮称)滋賀県地震防災プラン(案)」について

(3) 平成29年度の原子力防災対策について

(4) 防災ヘリコプター「琵琶」の運航休止について

### 3 一般所管事項調査

### 4 意見書(案)

「北方領土問題の解決促進等を求める意見書(案)」については、総務・政策・企業常任委員会として提出することに決定した。

### 5 委員長報告

委員長に一任された。



#### 委員会で配付された資料

- 1 「滋賀県工業用水道条例」の一部改正について
- 2 水道用水供給事業に係る平成30年度料金改定協議の状況について
- 3 関西広域連合規約の変更について
- 4 情報発信拠点「ここ滋賀」について
- 5 「(仮称)滋賀県地震防災プラン(案)」について
- 6 (仮称)滋賀県地震防災プラン(案)
- 7 平成29年度の原子力防災対策について
- 8 大飯地域の緊急時対応の本県に関わる主な内容
- 9 大飯地域の緊急時対応(全体版)
- 10 原子力安全協定の締結(高島市と関西電力(株)との高浜発電所に係る安全協定)
- 11 防災ヘリコプター「琵琶」の運航休止について